

第1章 総論



本章では、計画策定の背景と趣旨、計画の性格と役割、期間を示します。

1 はじめに

(1) 第4次山形県環境計画策定の背景と趣旨

- 本県では、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に継承していくため、1999（平成11）年3月に「山形県環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定し、この条例に基づき、2000（平成12）年10月に本県環境政策の指針となる「山形県環境計画」を策定しました。
- その後、環境を取り巻く情勢の変化を受け、2005（平成17）年度、2011（平成23）年度に改定を、2016（平成28）年度に中間見直しを行い、環境の保全及び創造に関する各種施策を進めてきた結果、本県の豊かな暮らしや産業などが持続的に発展するための基盤が形成されてきました。
- 一方で、近年頻発する豪雨など気候変動の影響、プラスチックごみによる海洋汚染、生態系の変化や生物多様性の損失など、今日の環境問題が世界的にも地域的にも危機的なレベルとなっており、私たちの生活にも悪影響を及ぼしつつあります。
- こうした地球規模の環境危機を乗り越えるため、2015（平成27）年には、「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は2020（令和2）年から本格運用の段階に入り、国際社会では、2050年までの脱炭素社会¹の構築に向け、温室効果ガス削減の動きが大きく加速しています。
- また、2019（令和元）年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行は私たちの生活を一変させました。新しい働き方やライフスタイルへの変化が求められたことにより、テレワークやオンライン教育が普及するなど、これまで取組みが遅れていたデジタル化が急速に進展する契機となりました。
- 本計画は、このような大きな変革の流れの中にあって、環境基本条例に掲げる「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」を実現していくため、今後の環境政策の目指すべき方向と施策の展開方向を示すものとして2020（令和2）年度に第4次山形県環境計画（以後、第4次計画という）が策定されました。

¹ 二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量とが均衡している社会。

(2) 第4次計画の中間見直しの趣旨

- 第4次計画策定後、脱炭素社会の実現へ向けて、GX（グリーン・トランスフォーメーション）²の取組みが進展しています。また、エネルギー価格の高騰や、循環経済³移行への社会的要請、有機フッ素化合物「PFAS」⁴による環境汚染や健康被害への懸念、野生鳥獣による被害や生活領域への出没増等の課題への更なる取組みが求められています。
- こうした環境をめぐる状況の変化や、第4次計画に基づくこれまでの取組みの成果・課題、進捗状況等を踏まえ、「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」の実現に向け、より実効性のある取組みを推進するため、中間見直しを行うものです。



² 化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心へ転換し、経済社会システム全体の変革を目指す取り組み。

³ 従来の3Rの取組みに加え、製品・サービスの生産段階から、資源や製品の再使用・再生利用を前提に設計し、生産から消費までのあらゆる段階で循環させることで、既存の資源の価値を最大化し、新たな資源やエネルギーの消費や廃棄物の発生を最小化する経済活動。

⁴ 主に炭素とフッ素からなる化学物質で、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称

環境をめぐる県内の状況

<求められる意識改革と行動変容>



カーボンニュートラルやまがた県民運動推進大会

人類が気候変動など待ったなしの環境問題に直面している今、環境について知り、学ぶことで、誰もがこれを「自分ごと」と捉え、行動を変えていくことが求められています。

<気候変動リスクの拡大>



令和2年7月豪雨

地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨災害や猛暑のリスクが更に高まることが予想されています。本県では過去5年間の間に豪雨による激甚災害が2年に1度の頻度で発生しております。

<環境等と調和した再生可能エネルギー導入>



脱炭素社会の構築に向けて、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を図りながら、再生可能エネルギーの導入を一層推進していく必要があります。

<海洋プラスチックごみ問題>



世界的に海洋プラスチックごみ問題への関心が高まっており、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響も懸念されています。漂着ごみの約7割が陸域部由来であると言われてしています。

<生物多様性の損失>



カンムリウミスズメ（飛鳥）

自然が豊かな本県においても、生物多様性が脅かされています。県内の絶滅危惧種の数も、2004（平成16）年の430種から2018（平成30）年の641種へと大きく増加しています。

<大気や水質の改善>



県内の大気や水質は大きく改善しています。水質は合併処理浄化槽や下水道の普及によるもので、大気は燃料中の硫黄分の減少や自動車の排ガスの基準が厳しくなったことなどによるものです。

2 計画の性格と役割

- 本計画は、環境基本条例第 10 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものであり、本県における環境の保全・活用・継承に関し最も基本となる計画です。
- また、本計画は、2025（令和 7）年 3 月に策定された「第 4 次山形県総合発展計画 後期実施計画」を踏まえ、環境分野の基本計画として施策の展開方向を示すものです。
- 県における各分野の施策や事業は、本計画との整合を図り、環境への配慮の視点を入れながら推進していきます。また、様々な環境課題の解決に向けて、県民、事業者、行政などがそれぞれの役割分担のもとに連携、協力しながら取り組む必要があります。このため、本計画は、環境の保全・活用・継承に向けての各主体の取組みの指針としても位置付けます。
- なお、本計画は、下表のとおり、各法令に基づく計画としても位置付けます。

計画名	該当箇所
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 8 条第 1 項に基づく都道府県行動計画	第 3 章 施策の展開方向 主に「施策の柱 1」
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編） ※同法第 21 条第 6 項に規定する促進区域の設定に関する基準は、別冊「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する基準」に定める。	第 3 章 施策の展開方向 主に「施策の柱 2」「施策の柱 3」
気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく地域気候変動適応計画	第 3 章 施策の展開方向 主に「施策の柱 2」
生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項に基づく生物多様性地域戦略	第 3 章 施策の展開方向 主に「施策の柱 5」
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編） 【山形県環境保全率先実行計画】	第 4 章 4 「県の事務事業における温室効果ガスの削減」

3 計画の期間

- 本計画の対象期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。（見直し後（中間見直し版）の計画の対象期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間です。）
- ただし、計画の策定時に想定されなかった新たな環境に関する課題や社会経済情勢の大きな変化が生じた場合などには、計画期間内に随時見直しを行います。

山形県環境計画と各種計画との関係

